

## 不当判決糾弾！加藤誠二さんは被害者だ！

5月19日、「蒲郡駅事件」民事裁判で名古屋地方裁判所は、加藤誠二さんの懲戒解雇撤回の訴えを「棄却する」の判決を出した。私たちはこの不当な判断を糾弾すると共に、加藤誠二さんの闘いをさらに支援し、かかるすべての弾圧に抗して共に闘っていく決意であることを明らかにする。

私たちは、2007年7月13日（「浦和電車区事件」で「強要容疑」をでっちあげられた美世志会の仲間たちへの第一審判決が出される4日前）を、絶対忘れる事はないだろう。その日、JR東海会社の刑事告訴により、愛知県公安三課が加藤誠二さんの自宅や職場、JR東海労組合事務所など7ヶ所への不当な家宅捜索を強行したのだ。

加藤誠二さんに、会社資料「窃取」の疑いをかけ、家宅捜索を大掛かりにやって大々的に宣伝し事件をでっちあげる、就業制限をかけ懲戒解雇する、起訴して裁判にもちこみ、不当な判決を出して本人を挫き、JR東海労の運動を妨害・破壊していく。管理者しか見れないような資料(?)をJR東海労に提供する社員は、もうこれでいなくなるだろう！その暴虐のシナリオを今日まで実行してきたのは、会社、警察、検察、JR東海ユニオン、マスコミ、裁判所だ！その時々々の彼らの偏見に満ち満ちた、そして敵愾心むきだしの姿勢をみれば判るだろう！

加藤誠二さんは被害者だ。職場と生活を会社によって奪われ、裁判所の不当な判断により罪人にされた、一人の労働者なのである。「窃取」されたとする会社資料は「主任レポート」に関する管理者マニュアルだった。裁判で会社側は大げさに被害を受けたと証言して、裁判所もそれを支持したけれど、現状はどうだ？主任は管理者に言われるまま提出してきただろう。反対している多くはJR東海労組合員。マニュアルが表に出ても出なくても、反対する仲間は反対してたさ！その本質に反対してるからなんだよ！そもそも「窃取」されたとする資料は、その管理者がパソコンからプリントアウトしたかどうか覚えてない、それを保管していたロッカーの鍵をかけたか覚えてないってぐらいの、その程度の資料ってことなんだろう。

加藤誠二さんは、刑事裁判で「懲役6ヶ月、執行猶予2年」、今回の民事裁判で「請求棄却（会社による就業制限・解雇は適法）」の判決を受けた。裁判所の事実認定も判断も誤りだ！

私たちはJR東海労の仲間である加藤誠二さんと共に、司法の反動化を許さず弾圧に屈することなく、無罪を勝ち取るまで解雇撤回させるまで闘う。共に奮闘していこう！！

2009年5月20日

JR東海労働組合静岡地方本部